

研究データの保存・開示に関する基準

平成27年3月20日
理事長決裁

第1 主旨

この基準は、独立行政法人国立文化財機構における研究活動上の不正行為に係る通報等に関する取扱規程（以下「規程」という。）第28条に基づき、国立文化財機構における研究データの保存・開示の運用に当たって必要な事項を定めるものとする。

第2 研究データ保存の目的

(1) 目的

研究の健全化のための研究データの保存は、仮に研究不正の疑義が生じた場合に研究者が自身の活動の正当性を証明するため、あるいは調査に当たる者がオリジナル・データ等を検証することを目的とする。このため、論文等として発表に使われなかったもの、あるいは使う予定のないものまで包括的に保存を義務付けるようなことは求めない。

(2) 基準を超える研究データ保存

本基準は、研究者が成果発表には使われなかったものも含めて、自らの研究活動で生み出されたデータ等をすべて保存することや、本基準を超える保存対象や保存期間を自主的に設定することを妨げるものではない。

第3 保存対象・保存期間・保存方法のガイドライン

(1) 論文等の成果発表の元となった資料について、研究者に一定期間の保存を義務付ける。

(2) 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文の発表後10年間とする。

(3) 紙媒体の資料等について、分量または特性による保管に要するスペースの制約、適正な保存のためのコストが膨大になる等、止むを得ない事情がある場合には、施設長の承認または定めに基づき合理的な範囲で古いものから廃棄することができるものとする。

(4) 電子化データについては、メタデータ（データに関する情報を記述したデータ）の整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存するものとする。

(5) 試料（実験試料、標本など）についても可能なかぎり上記の期間に準ずることが推奨される。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）はこの限りではない。

第4 研究データの開示

(1) 研究データは、規程に定める施設責任者または最高管理責任者が必要と認める場合、必要な範囲について適切な方法で開示しなければならないものとする。

(2) 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。

第5 その他

この基準に定めるもののほか、各施設における研究データの保存・公開に関し必要な事項は、施設責任者がその都度定めることができるものとする。

附 則

この基準は、平成27年3月20日に制定し、平成27年4月1日から施行する。